

基本方針5 市民協働による健康のまちづくりの推進

(1) 市民活動団体や地域団体と市との市民協働の推進

事業番号	事業名	担当課	事業内容	令和5年度	
				実績	実施内容
5-1-1	防犯研修会の開催と犯罪抑止事業の実施	市民安全課	町内会や防犯ボランティア団体との協働により、地域の防犯意識向上及び犯罪抑止のために研修会やパトロールを実施したり犯罪防止プレートなどの設置を行います。	実施	町内会主体のパトロールに対し、物的支援や共同実施などを行いました。また、犯罪抑止モデル地区に指定した赤松町内会では、犯罪警戒プレートを各戸に配付し、町ぐるみで犯罪抑止に努めました。
5-1-2	減災まちづくり研究会の協働運営	危機管理課	NPO法人との協働により、地域の防災力を向上させるために減災まちづくり研究会及び運営委員会の企画・運営を行います。	実施	近年の豪雨等で市民の水害への関心が高いため、水害からいのちを守るために必要なポイントをまとめた水害啓発動画を作成するなかで、災害ボランティア経験が豊富なNPO法人に助言、監修を依頼しました。
5-1-3	生活困窮者に対する就労準備支援	社会福祉課	NPO法人との協働により、生活困窮者が自立した生活を送れるよう、就労意欲の喚起や就労準備としての日常生活習慣の改善に関する支援を行います。	実施	生活困窮者の特性を理解し、関係機関と情報交換を行い、適切な助言を行いました。
5-1-4	あんぶくまつりの開催	障害福祉課	NPO法人などとの協働により、障害者福祉に対する理解を市民に深めてもらうため、障害者福祉に関する啓発を行うあんぶくまつりを開催します。	実施	名称を「あんぶくフェスティバル」に改め、指定管理者、福祉事業所、市内の高校、スポーツ推進委員等と協働で開催しました。
5-1-5	高齢者の地域生活を支える活動に対する支援	高齢福祉課	市民活動団体との協働により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるために、団体が行う活動を支援します。	実施	生活支援コーディネーターを中心に団体の運営について適宜相談にのりながら、高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業補助金を支給することで団体が行う活動を支援しました。
5-1-6	発達障害のある児童などに対する支援	子ども発達支援課	NPO法人などとの協働により、発達障害に悩む児童やその保護者への適切な支援を実施するために、講座を開催します。	実施	社会福祉法人に講師を依頼し、子育てに悩む保護者に対し、子どもに合わせた関わり方について学ぶ参加型研修を開催しました。
5-1-7	健康に関する啓発活動の実施	健康推進課	市民活動団体との協働により、健康的な食生活について幅広い世代に周知するために、健康に関する講座や啓発活動を実施します。	実施	市に登録している健康づくりサポーターの団体とともに商業施設等で健康に関する啓発活動を実施しました。
5-1-8	まちなか産直市の開催	農務課	市民活動団体との協働により、市民に地域農業への理解を深めてもらうため、メンバーが生産した農産物の対面販売及び食育に関する紙芝居の上演などを行います。	実施	「現場の主体は市民団体、PRの主体は行政」というように、それぞれの立場や役割を生かし、協力して事業を進めました。
5-1-9	若年無業者支援業務の委託	商工課	NPO法人との協働により、若者の社会的自立を支援するため、悩みや不安を抱えた、職業を持たない若者やその家族に対して、各種相談、職業体験などの機会を提供します。	実施	民間企業にご協力をいただき、就業体験を実施しました。
5-1-10	さわやかなまちづくりを啓発する活動に対する支援	環境都市推進課	市民のモラル向上及びマナー遵守を通して、さわやかなまちづくりを進めるために、さわやかマナーまちづくり条例の啓発を行う市民活動団体の活動を支援します。	実施	今後の事業推進の参考とするため、市民活動団体へのアンケートを実施しました。また、その集計を各団体へフィードバックをしました。
5-1-11	環境美化ボランティア活動に対する支援	ごみ資源循環課	環境美化に対する市民意識高揚のために、市民活動団体などが定期的に行う清掃などの美化活動を支援します。	実施	各市民活動団体などが、自主的に活動できるように支援するため、物品等の希望調査をするともに、報告書を提出してもらい、更なる活動支援を考慮しました。
5-1-12	川と海のクリーン大作戦の実施	維持管理課	国、県、ボランティア団体などとの協働により、矢作川の水辺の環境を維持し、ふるさとの美しい川や海を受け継いでいくために、川原のごみ拾いを行う。	実施	市民への周知のための広報掲載やチラシの配布、ポスターの掲示、近隣町内会及びボランティア団体との連絡調整を実施しました。
5-1-13	自転車利用促進の取組	都市計画課	市民活動団体との協働により、過度に自動車に依存した状況から、他の交通機関への転換を促すため、自転車の利用促進及びルールやマナーを啓発するイベントを開催します。	実施	子ども自転車教室について、企業および市民活動団体と協働して子ども自転車教室を実施しました。事業実施にあたっては、3者で適宜情報交換を行い、事業内容の改善に努めました。

事業 番号	事業名	担当課	事業内容	令和5年度	
				実績	実施内容
5-1-14	公園の環境美化活動の実施	公園緑地課	公園環境美化及び公園愛護意識の高揚のために、町内会などが定期的に行う清掃活動を支援します。	実施	公園愛護会106団体に報奨金を支出することにより愛護会活動を支援しました。
5-1-15	安城桜井駅周辺地区のまちづくり	区画整理課	桜井地区のまちづくり委員会との協働により、住民によるまちづくりの推進をします。	実施	委員会としては令和5年度で解散したが、今後地域の皆さまが主体となって運営できるよう市としてサポートし開催しました。
5-1-16	市民出前講座の開催	生涯学習課	市民活動団体との協働により、地域が抱える諸課題を解決するため、自ら学びを通じて培った専門性を生かして、他の市民向けの講座を開催する市民出前講座を行います。	実施	市民活動団体への依頼が活発になるよう、講座リストの冊子を市内公共施設、福祉センター、各町内会等へ配布しました。
5-1-17	ジュニアの競技力向上につながる事業の展開	スポーツ課	公益財団法人との協働により、次世代を担うジュニアアスリートを支援するために、ジュニアの競技力向上につながる講習会や大会などの事業を充実させます。	実施	大会や指導会を実施することで、他チームとの交流や技術の向上を図ることができました。部活動の地域移行に伴い、中学生を受け入れたスポーツ協会加盟の地域団体に対して補助を行いました。
5-1-18	史跡をめぐるウォーキングの実施	文化振興課	市民活動団体との協働により、市民が地域への誇りや愛着を持つことができるよう、史跡などをめぐるウォーキングイベントを企画・運営します。	実施	市民活動団体である安城ふるさとガイドの会の提案をもとに、見学地の選定や資料作成等を行うことで、協働したイベントの企画・運営に努めました。

(2)多様な主体による協働の促進

事業 番号	事業名	担当課	事業内容	令和5年度	
				実績	実施内容
5-2-1	市民活動センター・生涯学習ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	市民協働課 生涯学習課	市民活動センター及び生涯学習ボランティアセンターのスタッフや職員が行う相談・コーディネート業務に関する機能を充実させます。機能の充実にあたっては、スタッフや職員の資質向上だけでなく、中間支援活動を行う市民活動団体と連携していきます。	実施	2-（1）-4 【再掲】
5-2-2	円卓会議の開催	市民協働課	市民活動団体や町内会、企業などが集まり、地域が抱える課題について一緒に話し合い、考え、その後の活動につなげることを目的とした円卓会議を開催します。	実施	2-（2）-1 【再掲】
5-2-3	団体同士がつながる交流会の開催	市民協働課	市民活動団体や町内会、企業などがそれぞれの活動を理解し、それぞれが顔見知りとなることで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。	実施	2-（2）-2 【再掲】
5-2-4	健幸都市の推進	健幸=SDGs課	安城市第8次総合計画の目指す都市像「幸せつながる健幸都市 安城」を実現するためのプロジェクトを民間から募り、3年後の自立自走を目指したプログラムとなるよう事業の推進補助金の交付と適切な支援を行います。		3-（1）-1 【再掲】
5-2-5	協働事業への支援制度の創設	市民協働課	地域の課題を解決する、多様な主体同士の協働事業を公募する「協働事業提案型事業」を、市民活動補助制度の中に新たに創設します。	実施	3-（1）-3 【再掲】
5-2-6	市民活動や多様な主体による協働事例の発表会の開催	市民協働課	市民活動や、市民活動団体、町内会、事業者などの多様な主体による協働事例の発表会を公開の場で開催します。	実施	4-（2）-2 【再掲】
5-2-7	「協働事業事例集」の発行	市民協働課	市内の身近な協働事例を整理し発行することで、「協働」を分かりやすく市民に周知します。	実施	4-（2）-3 【再掲】
5-2-8	市民協働に関する啓発	市民協働課	市民協働に対する理解を深めてもらうため、地域課題を解決するための協働事例について、その先進事例を紹介するフォーラムや、出前講座などを実施します。	実施	4-（2）-4 【再掲】
5-2-9	ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	社会福祉協議会	社会福祉協議会ボランティアセンターなどにおいて、ボランティア活動に関する相談を受け付けます。また、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする人や団体、福祉施設とのコーディネートをしします。	実施	2-（1）-8 【再掲】